

砂川市訓令第27号

令和7年4月1日

砂川市永く住まいる（住宅改修）補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

（ 別 紙 ）

砂川市永く住まいる（住宅改修）補助金交付要綱の一部を改正する訓令

砂川市永く住まいる（住宅改修）補助金交付要綱（平成27年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「地元企業」を「市内企業」に改める。

第3条第1項中「次の各号のいずれにも」を「次に掲げる要件に」に改め、同項第1号中「者である」を「ものである」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）補助金交付要綱（平成27年訓令第3号）若しくは」及び「住宅改修費又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、住宅の改修工事のうち、住宅のバリアフリー工事に対して補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 満65歳以上の高齢者（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護又は要支援の認定を受けている者を除く。以下同じ。）又は当該高齢者と同居若しくは同居を予定している者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身体障害者」という。）又は当該身体障害者と同居若しくは同居を予定している者

第4条中「変更の工事」の次に「、住宅内での転倒等による高齢者及び障害者の事故防止を図る工事」を、「共同住宅」の次に「（以下「併用住宅等」という。）」を加える。

第5条第1項本文中「30万円」を「40万円」に改め、同条第2項中「併用住宅又は共同住宅の場合であって、対象者が居住」を「前項の規定にかかわらず、対象者が所有する併用住宅等の居住の用」に、「当該居住に供する」を「当該居住の用に供する」に改め、「割合」の次に「（以下「床面積の按分率」という。）」を加える。

第6条第1項本文中「地元企業が」を「市内企業が第4条に規定する」に、「前条第1項」を「前条」に、「60万円」を「80万円」に改め、同条第2項中「併用住宅又は共同住宅の場合であって、対象者が居住」を「前条及び前項の規定にかかわらず、対象者が所有する併用住宅等の居住の用」に、「地元企業」を「市内企業」に、「居住に供する部分の床面積を当該居住に供する部分の床面積と当該居住以外の部分の床面積との合計で除して得た割合」を「床面積の按分率」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に着工するものから適用する。